○安曇野市社会教育委員設置条例

平成17年10月１日条例第229号

安曇野市社会教育委員設置条例

（設置）

第１条　社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第２条　委員の定数は、12人以内とする。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、安曇野市教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　第３条の規定にかかわらず、この条例施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成18年３月31日までとする。